

表 OECD加盟30カ国の大学授業料無償化、給付制奨学金の有無と受給学生割合

	授業料無償化	給付制奨学金	受給学生割合(%)	授業料の年額、奨学金制度の概要など
デンマーク	○	○	—	学費は登録料もなし。奨学金は、給付/貸与全体で30万人が利用。月額最大5,486デンマーククローネ(82,990円)。年間予算総額はGDP0.8%
フィンランド	○	○	55.0	学費は登録料もなし。奨学金給付額は、学生の収入と保護者との同居の有無により決定。最大額は月298ユーロ(31,290円)。予算規模は5億383万ユーロ
ノルウェー	○	○	56.0	学費は登録料もなし。給付・貸与一体型。当初はローンだが、一定条件を満たせば卒業時に最大40%が給付に。卒業時の成績により給付の割合が決まる。
スウェーデン	○	○	69.0	学費は登録料もなし。給付額週680スウェーデンクローナ(8,500円)。最大240週の間提供されるが、継続して支援を受けるには良好な成績が必要とされる。
ギリシャ	○	○	—	自宅外学生に年額1,000ユーロ(10.5万円)の住宅手当と収入が低い学生に生活費・食費手当がある。学部生・院生は医療費が無料。
ハンガリー	○	○	43.0	授業料は、課程により有料の場合がある。学生の実績と社会的ニーズに基づいて給付がある。後者には、住宅、教科書代、補助教材費及び実習費がある。
ポーランド	○	○	24.5	経済的に困難な学生、障害を持つ学生向け奨学金。学業・スポーツの業績に対する奨学金。食事補助、住宅補助がある。471,400人の学生が受給。
チェコ共和国	○	○	—	給付制奨学金のほかに住宅補助と食事補助がある。職業のための教育を受けている場合は、26歳まで子ども手当と税の減免を受けられる。
アイルランド	○	○	—	96年から授業料廃止。登録料あり。生活費補助、授業料補助がある。給付額は、世帯収入額、扶養する子どもの人数、大学と家との距離により異なる。
フランス	○	○	33.8	学費は登録料(169ユーロ、2008年)のみ。一般給付奨学金は、通学距離、家族構成、世帯年収に応じて給付。最大で年4,019ユーロ(42.2万円)を給付。
スロバキア	○	○	—	登録料のみ。経済的に困難な状況にある学生向けの給付制奨学金と上位10%の優秀者に給付する奨学金がある。その他、食事補助、住宅補助もある。
ルクセンブルク	○	○	—	登録料のみ。高等教育経済支援法により、給付基準が定められている。給付額は、学生の経済的、社会的状況により異なる。
アイスランド	○	×	—	国立大学は登録料のみ。大学院研究コースに給付制奨学金あり。
オーストリア	○	○	18.0	学生支援法に基づき、所得水準と学業成績で受給者を決定。支給額は収入や家族の人数などで決まり、最大で年8,952ユーロ(94万円)。
ドイツ	○	○	17.0	16州のうち5州で授業料(年額1000ユーロ)があるが、2012年冬季から2州のみになる。半額給付・半額貸与の奨学金あり。平均で月額398ユーロ。
オーストラリア	×	○	—	低所得層や先住民族の学生に年額2,162豪ドル(17.3万円)を、遠隔地出身者に4,324豪ドル(34.6万円)を支給(2008年)。
ベルギー	×	○	20.0	フランス語共同体では20%だが、フラマン語共同体では25%、ドイツ語共同体では23%の学生が奨学金を受給。
カナダ	×	○	—	低所得出身者(月額250加ドル、19,250円)、中所得出身者(月額100加ドル、7,700円)、障害者向け(年額2,000加ドル、154,000円)給付がある。
オランダ	×	○	72.0	入学後10年以内に卒業すれば返還不要となる奨学金がある。保護者と別居では基礎・追加奨学金で約506ユーロ給付。
ニュージーランド	×	○	27.0	授業料は国が上限を設定し、大学ごとに決定。低所得世帯出身の学生に支給する給付制奨学金がある。収入、子どもの有無で給付基準が設けられている
スペイン	×	○	38.0	成績優秀者向けと経済的支援を目的にした給付制奨学金がある。2009/10年度から経済的理由で中退者をうまいための奨学金が2つつくられた。
トルコ	×	○	—	1985年に授業料導入。給付制奨学金の受給月額は、学部生180トルコリラ、修士320トルコリラ、博士540トルコリラ(2009年)。
イギリス	×	○	62.0	スコットランドは無償。イングランドの授業料は後払い可能。低所得世帯に3,475ポンド(42.4万円)を給付。一人親家庭、障害者に特別給付金がある。
アメリカ合衆国	×	○	65.0	連邦政府の主な給付制奨学金(ペル奨学金)の平均受給年額は2,973ドル(23.2万円)。
メキシコ	×	○	—	授業料は大学ごとに設定。給付奨学金が2001-02学校年度にできた。267,385人が受給(2008-2009年)。受給率は5%(2007年)と指摘する論文がある。
スイス	×	○	10.0	憲法と連邦法に基づき各州法令に従い給付・貸与奨学金制度を実施。受給者は11,505人(2009年)。
イタリア	×	○	—	給付制奨学金の受給者数は150,062人(2009-2010学年度)。
ポルトガル	×	○	16.2	所得水準の審査をへて授業料、居住費にあてる給付制奨学金がある。国公立で17%、私立で14%の学生が受給。
韓国	×	○	—	初年度納付金は国公立18.22~97.33万円、私立14.571~104.62万円(2009年度)。成績優秀者向けと低所得者向けの給付制奨学金がある。
日本	×	×	0.0	初年度納付金は、国立約82万円(標準額)、私立約131万円(平均)。学部生向けの給付制奨学金はない。

注) 授業料無償化の「○」は授業料無、「×」は授業料有。奨学金の「○」は給付制奨学金あり、「×」はなしか、存在が確認できない。「-」は不明。出所) 宮本岳志衆議院議員が、国立国会図書館にOECD加盟30カ国の大学授業料、給付制奨学金について調査を依頼。『図表で見る教育: OECDインディケータ』、Euryperia(欧州各国の教育制度に関するEACEAのWebサイト)、『教育指標の国際比較』、各国教育省HPなど、国立国会図書館が収集した資料をもとに作成。1ユーロ=105円、1米ドル=78円などで換算。

給付制奨学金の受給学生の割合

